

# 一般社団法人信州上田観光協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人信州上田観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県上田市大手二丁目8番4号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、上田市及びその周辺地域の自然、文化、歴史等の観光資源を活用し、観光振興に関する事業を行うことにより、地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外から上田市への観光旅行者の誘客促進に向けた宣伝及び催事
- (2) 会議、研修、コンベンション及び各種イベントの誘致及び支援
- (3) 観光資源の開発及び調査研究
- (4) 観光振興に関する情報の収集、発信、宣伝及び調査研究
- (5) 観光案内に関する事業
- (6) 映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致及び支援
- (7) 特産品等の宣伝及び販路拡大
- (8) 喫茶業に関する事業
- (9) 小売業に関する事業
- (10) 会員の資質向上並びに会員間の連携に関する支援
- (11) 上田市及びその周辺地域の観光関係機関との連携
- (12) 上田市及び観光関係機関等からの受託事業
- (13) 観光振興に係る収益性のある事業
- (14) 旅行業に関する事業
- (15) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより入

会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) 破産手続き開始の決定を受けたとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併、解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

2 社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が社員総会の議長となる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併及び解散
- (5) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による行使、議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面により表決し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出することにより、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長、専務理事及び常務理事をそれぞれ1名置くことができる。

3 この法人の理事長を一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。

6 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第29条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(顧問)

第30条 この法人に、理事会の承認を得て、顧問を3名以内置くことができる。

- 2 顧問は、特定の重要な事項について理事長の諮問に応じる。
- 3 顧問は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長(ただし、理事長が欠けたとき又は事故があるときは出席理事)及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 資産及び会計

(基本財産)

第40条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、社員総会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

(資産の種類及び管理)

第41条 資産の種類及び管理については、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きす

るものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 収支計算書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第7号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(基金)

第45条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拋出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(剰余金の配分の禁止)

第46条 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会の決議により、他の一般法人法上の法人と合併し、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は上田市に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 附 則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

2 この法人の最初の理事長は、〇〇〇〇とする。

3 この法人の最初の副理事長は、〇〇〇〇とする。

4 この法人の最初の常務理事は、〇〇〇〇とする。

5 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇		

設立時監事	〇〇〇〇	〇〇〇〇
-------	------	------

